

制定 平成 3 1 年 3 月 2 0 日 20190319中 近 産 保 第 2 号
改正 令和 5 年 3 月 2 7 日 20230221中 近 産 保 第 23 号

鉾山保安標語・こども絵画募集要領

1. 目的

鉾山の保安意識の高揚及び地域住民の皆様に親しまれることを目的として、鉾山保安標語（「一般の部」及び「こどもの部」。以下同じ。）・こども絵画を募集する。

2. 主催

中部近畿産業保安監督部

3. 共催

一般財団法人東海北陸鉾山会

4. 応募資格（対象者及び募集件数）

標語一般の部は鉾山労働者、その家族及び鉾山関係者を応募資格者とする。

標語こどもの部及びこども絵画の部は鉾山労働者の家族、鉾山見学者及び当該鉾山地域の住民のうち高校生以下を応募資格者とする。

なお、標語一般の部の募集件数については、各鉾山にて事前選考等を行い原則 3 作品以内とする。ただし、募集を行う日の直近の月末の鉾山労働者数が 2 0 名以上の場合は 5 作品、5 0 名以上の場合は 1 0 作品、1 0 0 名以上の場合は 2 0 作品まで応募することを可とする。

5. 募集方法

募集案内を管内各鉾山鉾業権者及び地区保安関係団体の長あてに送付するとともに一般財団法人東海北陸鉾山会が毎月 1 5 日に発行する保安通信（以下「保安通信」という。）及び中部近畿産業保安監督部のホームページ（以下「当部ホームページ」という。）に掲載する。また、管内各鉾山鉾業権者を通じて鉾山見学を実施した学校関係者及び鉾山地域に存する学校関係者に対して広く募集を呼びかける。

6. 応募先

中部近畿産業保安監督部 鉾山保安課

7. 応募方法

郵送又は E - M A I L 等

8. 審査方法

別に定める鉾山保安標語・こども絵画審査要領による。

9. 賞名

標語一般の部は、最優秀賞 1 作品、優秀賞 2 作品、佳作は 1 鉱山 1 作品として 7 作品前後を入選とする。

標語こどもの部は、原則、優秀作品 10 作品前後を入選とする。

こども絵画の部は、原則、優秀作品 10 作品前後を入選とする。

10. 入選発表

保安通信及び当部ホームページに掲載する。

11. 事務局

事務局は鉱山保安課に置く。

12. 入選作品の活用

入選作品等は、当省及び当部が作成するポスターに掲載して鉱山等へ配布し、当省ホームページ及び当部ホームページ並びに保安通信に掲載することがある。

附 則 (20230221中近産保第23号)

1. この規程は、令和 5 年 3 月 27 日から施行する。

2. この規程の施行前に改正前の 7. 応募方法により行われた応募については、この規程の改正後の 7. 応募方法により応募されたものとみなす。